第十三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「）及び」を「）並びに」に改め、同表第一八〇六・一〇号中「二〇・四％」を「一九％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二〇・九％」を「一九・九％」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二二・三％」を「二一・二％」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「七・七％」を「五・八％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二二・三％」を「二一・二％」に改める。

別表第一第二九・〇九項の次に次の一項を加える。

二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	
二九三四・九九	その他のもの	
	その他のもの	
	二　その他のもののうち	
	リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート	無税

別表第一の三中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「）及び」を「）並びに」に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法第十二条の四第三項の規定は、令和九年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　石破　茂

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十七号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　大学等における修学の支援（第三条）」を「第二章　大学等における修学の支援（第三条―第十五条）」に、「第一節　通則（第三条）」を「第一節　通則（第三条・第四条）」に、「第二節　学資支給（第四条・第五条）」を「第二節　学資支給（第四条の二・第五条）」に、「第三節　授業料等減免（第六条―第十六条）」を「第三節　授業料等減免（第六条―第十六条の二）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条第一項中「第七条第一項及び第十条」を「次条第一項及び第八条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「次条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「子等」とは、子その他これに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。

第二章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六条を削る。

第七条第一項中「授業料等減免」を「次条第一項の規定による授業料等の減免」に改め、同項第一号中「限る。第十条第一号」を「限る。第八条第一号」に、「いう。第十条第一号」を「いう。同号」に改め、同項第三号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第五号中「第十条第三号」を「第八条第三号」に改め、同項第六号中「第十条第四号」を「第八条第四号」に改め、同条第二項中「第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第二章中同条を第三条とする。

第八条の見出し中「授業料等の減免」を「授業料等減免」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件（以下「認定事由」という。）のいずれかに該当する者として認定を行ったもの（以下「授業料等減免対象者」という。）に対して授業料等の減免を行うものとする。

一　当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

二　当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

2　次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定（第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。）を受けた授業料等減免対象者　確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

二　前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者　当該授業料等減免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額